

令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業に関する質問に対する回答

No.	該当資料	該当ページ	質問の内容	回答	備考
1	全般		本業務に関連して、ご発注担当から貸与されるデータ（例えば、過去の地下水揚水量や、既往沈下量 など）の一覧をお示しいただくことは可能でしょうか。	委託契約締結後、県と受託者の協議の上、県で保有しているデータを提供又は貸与することは可能です。 なお、審査基準に「業務に当たって必要な情報収集が可能か。」という項目があり、 ”参加企業は、業務目的を果たすために、独力でどのような情報・資料を収集できるか”という点も審査基準となっていることに留意願います。	2月5日受領